以下同じ。）に住所を有していた者又は特定避難勧奨地点（原子力災害現地対策本部長が一年間当たりの放射線量が二十ミリシーベルトを超えると推定される地点として特定した地点をいう。以下同じ。）に住所を有していた者（これらの者のうち、別表第二に掲げるインターチェンジのいずれかから流入し、又は流出する車両を使用する者にあっては、東日本大震災の発生時において福島県双葉郡双葉町の区域内に住所を有していた者に限る。）が生活の再建に向けた一時帰宅等のため使用する車両（次号イからトまでに掲げるもの（同号へに掲げる車両にあっては、運転者席及びこれと並列の座席以外の座席を有し、乗車定員が四人以上十人以下のものであって、乗車装置と物品積載装置との間が隔壁で完全には区分されていないもの又は乗車装置と物品積載装置との間が隔壁で完全に区分され、最大積載量が五百キログラム以下のものに限る。）に限り、東日本大震災の発生時において別表第三に掲げる市町村の区域内に住所を有していた者が使用する車両にあっては、ふるさと帰還通行カード（東日本大震災の発生時において警戒区域若しくは計画的避難区域等に住所を有していた者又は特定避難勧奨地点に住所を有していた者がその住所の存する市町村に申請し、当該市町村が受け付けた当該申請に係る書類に基づき、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより交付したものをいう。以下同じ。）又は同社が東日本大震災の発生時において別表第三に掲げる市町村の区域内に住所を有していた者に交付した書面に、生活の再建に向けた一時帰宅等のための移動の経路（当該者が申請し、当該市町村が受け付けた当該申請に係る書類に記載されたものに限る。）を特定するために記載された別表第一に掲げるインターチェンジから流入し、かつ、当該経路を特定するために記載された他のインターチェンジ（別表第一に掲げるインターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において交付され又は回収される通行券で通行可能な区間（以下この号において「通行可能区間」という。）内に存するものに限る。）から流入し若しくは流出し又は当該経路を特定するために記載された本線車道上の料金の徴収施設（通行可能区間内に存するものに限る。）を通過するものに限り、東日本大震災の発生時において警戒区域若しくは計画的避難区域等に住所を有していた者又は特定避難勧奨地点に住所を有していた者がその住所の存する市町村に申請し、当該市町村が受け付けた当該申請に係る書類に基づき、東日本高速道路株式会社が別に定めるところにより交付したものをいう。以下同じ。）又は同社が東日本大震災の発生時において別表第三に掲げる市町村の区域内に住所を有していた者に交付した書面に、生活の再建に向けた一時帰宅等のための移動の経路（当該者が申請し、当該市町村が受け付けた当該申請に係る書類に記載されたものに限る。）を特定するために記載された別表第一に掲げるインターチェンジから流入し又は流出し、かつ、当該経路を特定するために記載された他のインターチェンジ（別表第一に掲げるインターチェンジの最寄りの料金の徴収施設において交付され又は回収される通行券で通行可能な区間（以下この号において「通行可能区間」という。）内に存するものに限る。）から流入し若しくは流出し又は当該経路を特定するために記載された本線車道上の料金の徴収施設（通行可能区間内に存するものに限る。）を通過するものに限り、東日本大震災の発生時において別表第三に掲げる市町村の区域内に住所を有していた者が、当該書面に記載された経路を通行する場合は、ふるさと帰還通行カード及び当該書面）を提示する場合に限る。）

イ・ロ　（略）

九・十　（略）

別表第一～第四　（略）

附　則

この告示は、令和七年九月一日から施行する。

その他告示

○消防庁告示第七号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第四条の六第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第四条の五第一項に規定する登録確認機関として登録した公益財団法人日本防炎協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第四条の六第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年八月二十六日　　消防庁長官　大沢　博

一　変更後の代表者の氏名

清水　洋文

二　変更の日

令和七年七月一日

○消防庁告示第八号

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第八項の規定に基づき、同令第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関として登録した一般社団法人日本内燃力発電設備協会から代表者の氏名の変更の届出があったので、同令第三十一条の五第四項において読み替えて準用する同令第一条の四第二十二項第二号の規定に基づき、次のように公示する。

令和七年八月二十六日　　消防庁長官　大沢　博

一　変更後の代表者の氏名

吉村宇一郎

二　変更の日

令和七年七月一日